

「沼田市特定求職者雇用企業奨励金」制度のご案内

市では、障害者の雇用を促進するため、国の特定求職者雇用開発助成金を活用して、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する中小企業者に対して、沼田市特定求職者雇用企業奨励金を交付します。

○交付対象事業者（全ての条件を満たす事業者）

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 沼田市に店舗、工場又は事業所を有する事業者
- (3) 市税の滞納がないもの
- (4) 国が実施する特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた事業者

○交付内容 ※交付対象期（6カ月）ごとに交付されます。また、下表の（ ）内は短時間労働者に対する交付金額です。

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号又は4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (9万円)	1年	第1期9万円 (4.5万円) 第2期9万円 (4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	1年6カ月	第1期12万円 (6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			第2期12万円 (6万円)
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			第3期12万円 (6万円)

※対象労働者は、いずれも雇入れ日現在の満年齢が65歳未満であり、本市に居住する方に限ります。

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である方をいいます。

○申請方法

奨励金の交付を受けようとする中小企業者は、国の特定求職者雇用開発助成金支給決定通知を受けた日から30日以内に、次の申請書に添付書類を添えて申請してください。

※申請書

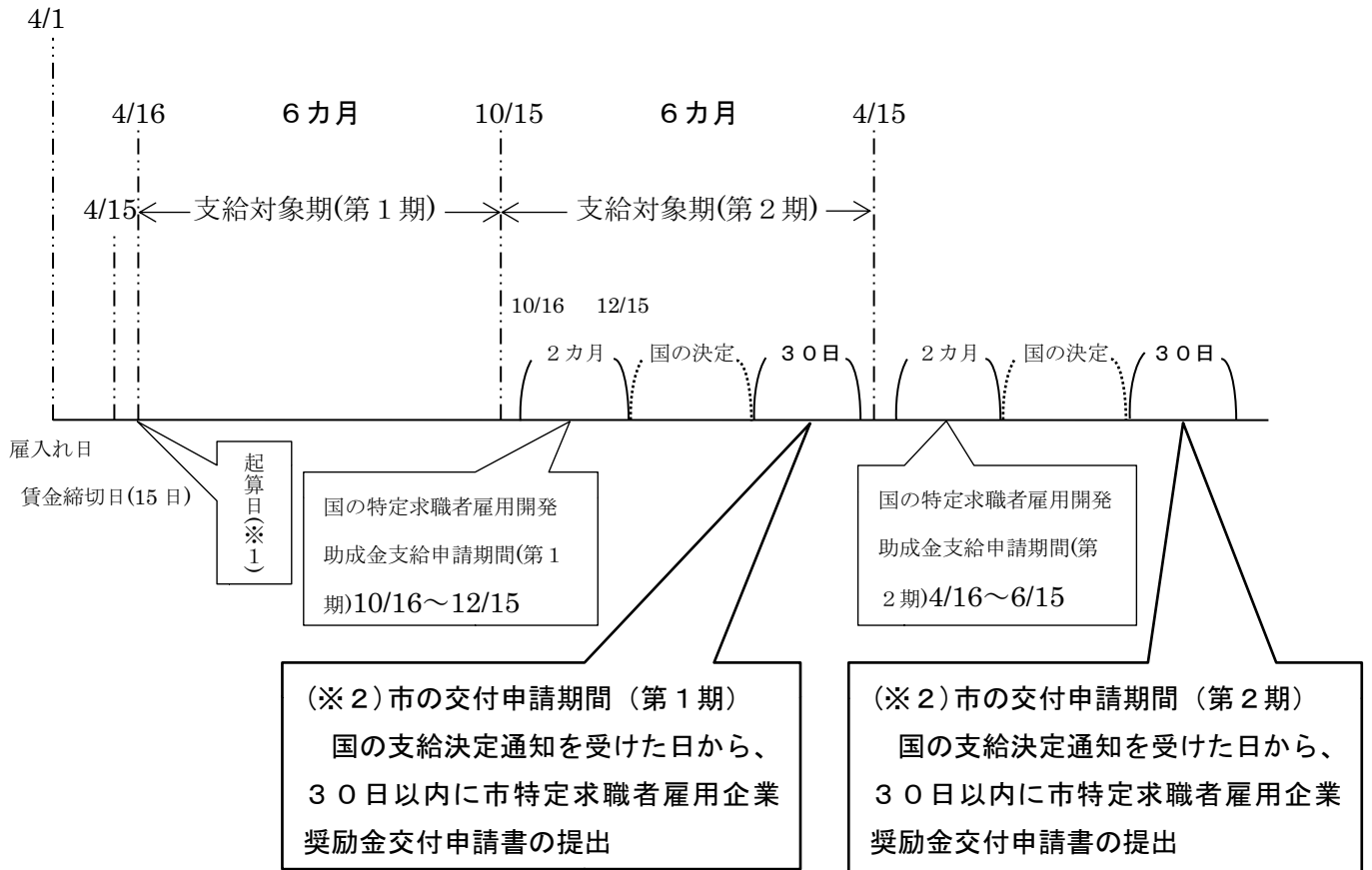
- ・沼田市特定求職者雇用企業奨励金交付申請書

※添付書類

- ・特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・健康保険証の写し又は障害者手帳の写し
- ・雇用保険受給資格者証の写し又は申立書
- ・市税の完納証明書（事業所）

○特定求職者雇用企業奨励金制度の流れ

例：対象労働者を雇い入れた日が4月1日の場合



(※1) 起算日は、賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日、賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日となります。

(※2) 市の奨励金は、国の特定求職者雇用開発助成金支給決定通知を受けた日から30日以内に、所定の申請書に添付書類を添えて申請してください。申請期限を1日でも過ぎると交付できませんのでご注意ください。

申請及び問い合わせ先

沼田市経済部産業振興課商工振興係

TEL 0278-23-2111 (内線5005)